

| と き            | ところ           | 参集予定地域                                                   |
|----------------|---------------|----------------------------------------------------------|
| 10月24日(水) 19時～ | 北桜コミセン        | 桜木、自由ヶ丘、長都官舎、北斗                                          |
| 10月25日(木) 19時～ | 総合福祉センター 402号 | 栄町、千代田町、幸町、清水町、東雲町、朝日町、錦町、本町、真々地、平和官舎、住吉、日の出、日の出丘、青葉、青葉丘 |
| 10月26日(金) 19時～ | 北新コミセン        | 富士、信濃、新富、北栄                                              |
| 10月29日(月) 19時～ | 公民館           | 緑町、春日町、大和、桂木、新星                                          |
| 10月30日(火) 19時～ | 泉沢向陽台コミセン     | 若草、白樺、里美、柏陽、福住、文京                                        |
| 10月31日(水) 19時～ | 祝梅コミセン        | 寿、弥生、梅ヶ丘、旭ヶ丘、豊里、東郊                                       |
| 11月1日(木) 19時～  | そなえーる         | 幸福、清流、あずさ、北陽、北光、長都駅前、勇舞、おさつ駅みどり台・北陽高校前土地区画整理事業区域         |
| 11月2日(金) 19時～  | 花園コミセン        | 富丘、稻穂、高台、花園、末広                                           |

※この日程のほか、出前講座も行いますのでご活用ください。



除雪作業などへの理解を深めていただくため、説明会を開催します。

**高齢者賃貸住宅入居者募集**

高齢者賃貸住宅（旧北海道高齢者向け優良賃貸住宅）の入居者を募集します。

**【募集する住戸】** サーマンリバーハイツ（稲穂4丁目、鉄筋コンクリート3階建、オール電化、耐火構造、24時間緊急時対応サービス、食事サービス（別費用）など）  
2DK：2戸、1DK：2戸

**【入居資格】** 60歳以上で自立した生活を営めることなど

**【家賃】** 47,000円～70,000円（別途共益費が必要）  
※収入などによる補助があります。

**【敷金】** 家賃の2か月分

**【申込先】** パナホーム株（現地事務所） ☎(26)2401（見学可）  
※すぐに入居可能です。

※現地事務所と市営住宅課で資料を配布しています。

くらし

道路管理課維持係  
☎(24)0406

本庁舎 3階33番

除雪説明会を開催します

募集

市営住宅課  
住宅管理係  
☎(24)0427

本庁舎 3階31番

高齢者賃貸住宅入居者募集

募集

高齢者支援課  
高齢福祉係  
☎(24)0295

本庁舎 1階9番

地域密着型サービス事業者を公募します

地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の事業予定者を公募します。

**【応募方法】** 応募される方は、高齢者支援課に連絡の上、10月15日(月)17時までに事前協議が必要です。

※募集要項は市のホームページに掲載しているほか、高齢者支援課で配布します（郵送をご希望の方はお問い合わせください）。

**【応募期間】** 10月16日～11月15日  
※11月15日は17時まで

**児童扶養手当の支給要件が一部改正されました**

**子育て** 子育て推進課  
子育て支援係  
☎(24)0328  
本庁舎 1階6番

8月1日から児童扶養手当法施行令の改正により「父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童」を監護（養育）する方に、児童扶養手当が支給されるようになりました。

手当を受給するためには、申請が必要（申請した月の翌月分

募集

子育て推進課  
児童相談係  
☎(24)0935

本庁舎 1階6番

あなたも里親になりませんか

から受給開始）です。

あてはまる方は、子育て推進課に必要書類などを確認の上、お早めに手続きをしてください。

里親とは、親と暮らすことができない子どもたちを、その家庭に代わって養育する制度です。養子縁組を希望される方のほか、子どもの独り立ちまでを支える養育里親などがあります。

**養育里親**：親の病気や離婚などで生活できない子どもをその家庭に代わって養育します。養子縁組ができることもあります。

**親族里親**：親の行方不明、死亡などで、その子どもの三親等以内の親族の養育が子どもの成長にとって適当と判断されたときに、あてはまる場合があります。

**専門里親**：虐待などを受けてきたことで心身に有害な影響を受けた児童を養育し、2年をめどに親子で再び暮らせるように支援します。里親としての養育経験など一定の条件が必要です。

詳しくは、子育て推進課にお問い合わせください。



今日は、市民税・道民税 第3期の納入月です。  
市税納入休日相談日は28日(日) 8時45分～17時15分です。